通所介護重要事項説明書

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

常設窓口	当センター内　相談窓口
電話番号	０７４９－４６－１１２５
担 当 者	管　　理　　者　　西田 高志 生　活　相　談　員　　辻田　風戸
受付時間	火曜日～土曜日　　９：００～１７：００

※ご不明な点は、お尋ね下さい。

※令和７年１月１日から「受付時間」が以下のとおり変更となります。（下線部は変更箇所）

受付時間	**月曜日～金曜日**　　９：００～１７：００

2. 当センターの概要

事　業　所　名	近江デイサービスセンター
所　在　地	滋賀県東近江市北坂町９６６
介護保険指定番号	２５７０５０１３６７
サービスを提供する 通常の事業実施地域	東近江市（愛東地区・湖東地区）・愛知郡 上記の地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

3. 当センターの従業員　　（２０２５年　４月　１日現在）

	資　格	専　任 常　勤	非専任 常　勤	専　任 非常勤	業　務　内　容	計
管理者			１名		・当事業所従業者及び業務の管理	１名
生活相談員	社会福祉士又は 社会福祉主事	１名	１名		・相談及び通所介護の利用申込に係る調整 ・通所介護計画作成	２名
看護職員	看護師又は 准看護師		１名		・必要な看護を行う	１名
機能訓練指導員	看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士	３名			・機能訓練	３名
介　護　職　員		７名	２名	１名	・必要な介護を行う	10 名

4. 当センターの設備の概要

定　　員	40 名	静　養　室	1 室
食堂兼機能訓練室	1 室　144．94 ㎡	相　談　室	1 室
浴　　室	一般浴	送　迎　車	7 台

5. 運営の方針

① 当センターが実施する事業は、要介護者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。
また、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。

② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6. 営業日及びサービスの提供時間帯

営業日	火曜日～土曜日　９：００　～　１７：００ （但し、年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）及び、国民の祝日、 法人設立記念日（2 月 23 日）等、当法人が定める日においては休業日）
提供時間	９：３５～１５：４５

※令和７年１月１日から「営業日」が以下のとおり変更となります。（下線部は変更箇所）

営業日	<u>月曜日～金曜日</u>　９：００　～　１７：００ （但し、年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）及び、国民の祝日、 法人設立記念日（2 月 23 日）等、当法人が定める日においては休業日）
提供時間	９：３５～１５：４５

7. サービス内容

（１）　食　　事

・ 栄養士（管理栄養士）の献立により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を配慮した食事を提供します。
・ 自立支援のため離床して食事を摂っていただくことを原則とします。

（２）　機能訓練

・ 機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復または減退を防止するための訓練を行います。

（３）　生活相談

・ 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立っていかなる相談についても誠意をもって相談に応じます。

8. 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として【料金表】の利用者負担の割合の額です。ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が事業者に支払われない場合があります。その場合は一旦全額自己負担していただき、当センターからサービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日お住まいの市町村の窓口に提出しますと、差額の払戻を受けることができます。

（注）介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【基本料金】通常規模型通所介護費　　【７級地　１単位：10.14 円】

所要時間　３時間以上４時間未満					
要介護度	単位数	１０割負担	１割負担	２割負担	３割負担
要介護１	３７０	３，７５１円	３７６円	７５１円	１，１２６円
要介護２	４２３	４，２８９円	４２９円	８５８円	１，２８７円
要介護３	４７９	４，８５７円	４８６円	９７２円	１，４５８円
要介護４	５３３	５，４０４円	５４１円	１，０８１円	１，６２２円
要介護５	５８８	５，９６２円	５９７円	１，１９３円	１，７８９円
所要時間　４時間以上５時間未満					
要介護１	３８８	３，９３４円	３９４円	７８７円	１，１８１円
要介護２	４４４	４，５０２円	４５１円	９０１円	１，３５１円
要介護３	５０２	５，０９０円	５０９円	１，０１８円	１，５２７円
要介護４	５６０	５，６７８円	５６８円	１，１３６円	１，７０４円
要介護５	６１７	６，２５６円	６２６円	１，２５２円	１，８７７円
所要時間　５時間以上６時間未満					
要介護１	５７０	５，７７９円	５７８円	１，１５６円	１，７３４円
要介護２	６７３	６，８２４円	６８３円	１，３６５円	２，０４８円
要介護３	７７７	７，８７８円	７８８円	１，５７６円	２，３６４円
要介護４	８８０	８，９２３円	８９３円	１，７８５円	２，６７７円
要介護５	９８４	９，９７７円	９９８円	１，９９６円	２，９９４円
所要時間　６時間以上７時間未満					
要介護１	５８４	５，９２１円	５９３円	１，１８５円	１，７７７円
要介護２	６８９	６，９８６円	６９９円	１，３９８円	２，０９６円

要介護３	７９６	８，０７１円	８０８円	１，６１５円	２，４２２円
要介護４	９０１	９，１３６円	９１４円	１，８２８円	２，７４１円
要介護５	１，００８	１０，２２１円	１，０２３円	２，０４５円	３，０６７円

＊中山間地域等の居住者にサービスを提供した場合　所定金額の5%を加算

＊事業所が送迎を行わなかった場合　所定単位から、片道につき４７単位減算

【加算料金】　　【７級地　１単位：10.14円】

	単位数 10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ （１日につき）	５６単位 ５６７円	５７円	１１４円	１７１円
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ （１日につき）	７６単位 ７７０円	７７円	１５４円	２３１円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （１回につき）	１８単位 １８２円	１９円	３７円	５５円

介護職員処遇改善加算Ⅳ （１月につき）	【基本料金】と【加算料金】を合算し、合計単位の６．４％に相当する単位。

食　事　費

利用者に提供する食事の費用です。

通常食　１回　　６５０円（介護保険適用外です。）

療養食　１回　　７００円（介護保険適用外です。）

キャンセル料

キャンセル料　１回　　６５０円

＊　利用予定日の前日午後５時以降にキャンセルされる場合は、上記金額のキャンセル料を請求致します。

そ　の　他

上記の他、オムツ代、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

料金のお支払方法

お支払方法は、口座自動引落、銀行振込等の中からご契約の際に選べます。

支払方法	１．口座自動引落 ２．銀行振込 ３．その他

9. サービスの利用開始

居宅サービス計画の作成を依頼されている場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

居宅サービス計画の作成を依頼されていない場合は、まず、お電話等でご相談下さい。

当センター職員が自宅にお伺いし、通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

10. サービス利用に当っての留意事項

サービス利用にあたっては、複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。

なお、詳細な留意事項につきましては、次のとおりです。

（１）送迎時間の連絡

連絡ノートを作成し、次回利用日を記入いたします。悪天候等により時間が変更となる場合は当日電話連絡いたします。

（２）体調確認

看護職員により、毎回バイタルチェック等健康管理をいたします。

（３）サービスの中止等について

① 利用キャンセルによるサービスの中止

利用者からのキャンセル連絡により、サービスを中止いたします。

その際、キャンセルの連絡は、利用前日午後５時までにご連絡をお願いします。

尚、土・日・祝日は休業日となりますので、休業日後の利用予定のキャンセルは、利用予定日の１営業日前までにご連絡下さい。また、休業日中は、日当直者にお知らせするか、FAX にてご連絡をお願い致します。

なお、キャンセルが事前にわかっている場合は、前もってご連絡下さい。

電話番号　0749-46-1125　　FAX　0749-46-0265

② 天候不良等によるサービスの中止

大雨・大雪時や天災時および感染症拡大等、その他、通常のサービスを提供するのに困難な場合、以下の対応を行います。

□ サービスの中止

□ 送迎の中止または送迎時間の変更

（４）サービスの停止および再開について

サービス提供中の利用者様につきまして、次の事象が発生した場合、一旦サービス提供を停止する場合があります。なお、停止後の再開については、他の利用者様の調整上、速やかな再開ができない場合がありますので、ご容赦願います。

① 利用予約をしていたにも関わらず、やむを得ない欠席が著しい場合

② 入院等利用しない日が継続して３か月以上経過する場合（または予定される場合）

③ 利用者様からの申し出があった場合

（５）サービス利用中の事故について

利用者様のサービス提供につきましては、安全に十分配慮させていただいております。しかし、ご利用される方は高齢の方や障害を持った方でもあり、転倒、転落、食事中の窒息・誤嚥・急激な容態の変化等の事態が起こりうることは利用サービス中も充分懸念されますのでご理解のほどお願い申し上げます。　また、この様な事態が生じましたときには、速やかに対処しご連絡させていただきます。

＊早退される場合は、ご家族様にお迎えをお願いすることがありますので、ご了承下さい。

（６）オムツ類について

当センターでは、サービス提供中に交換するオムツ類は、ご自宅より持参をお願いしています。当センターのオムツ類を使用した場合は、次回利用時に使用した枚数分をお返しください。

11. 非常災害対策

（１） 防災時の対応及び防災訓練

別途定める「近江温泉病院　消防計画」により対応し、年１回避難訓練を実施します。

（２） 防災責任者

管　理　者　　西田　高志

12. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

13. 虐待防止の対応

サービス提供にあたり、従業者又は利用者ならびに家族等による虐待をうけたと思われる者を発見した場合は、速やかにこれを市等へ通報します。

虐待防止責任者	管理者
相　談　窓　口	東近江市福祉部　地域包括支援センター　TEL 0749-24-5641 ※その他各市町村の地域包括支援センター

14. 当センターが提供するサービスについての苦情相談窓口

常　設　窓　口	当センター内　苦情相談窓口
電　話　番　号	（０７４９）４６－１１２５
担　当　者	管　理　者　西田 高志 生 活 相 談 員　辻田　風戸
受　付　時　間	火曜日～土曜日　９：００～１７：００

※令和７年１月１日から「受付時間」が以下のとおり変更となります。（下線部は変更箇所）

受　付　時　間	<u>月曜日～金曜日</u>　９：００～１７：００

東　近　江　市	住　所　滋賀県東近江市八日市緑町 10-5　長寿福祉課 電話番号　０７４８－２４－５６７８　又は各支所福祉課
愛　荘　町	住　所　滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 72　福祉課 電話番号　０７４９－４２－７６９１
滋賀県国民健康保険団体連合会	住　所　滋賀県大津市中央４丁目 5-9 電話番号　０７７－５１０－６６０５

※　東近江市・愛荘町以外の利用者様は、各市町福祉課までご相談ください。

15. その他

当該重要事項説明書に記載されていない項目、又は内容に変更が生じた場合は、別紙にて追加し説明することとします。